

## 「やまぐち県民活動支援センター」の管理運営について

## 1 検討課題

やまぐち県民活動支援センター（以下「支援センター」という。）は、平成14年4月に公設民営化して以来、現行システムにより運営している。

現在、県下全域において市町村合併の実現に向けて合併特例法期限の平成17年3月を目途に検討が進められている。各地域の法定合併協議会等では、新市のまちづくりを進めるための指針となる「新市建設計画」を策定し、市民及び市民活動団体の参加によるまちづくりを大きな柱としているのが特徴である。

今後、市町村合併の進展に伴い新市に市民活動の拠点となる「市町村支援センター」の設置が一層進むことが予想されるが、その場合、支援センターと市町村支援センターとの役割分担をどうするのかに併せ、支援センターの存廃を含めた方向性について検討しておく必要がある。

また、平成15年9月に地方自治法の一部改正が行われ「指定管理者制度」（平成18年9月2日までに導入する必要がある）が新たに導入されたが、当面、支援センターの管理の在り方等の結論を得た後に、引き続き検討することとする。

## 《課題》

課題：支援センターの在り方について

市町村支援センターの設置が進捗したときにおける支援センターと市町村支援センターとの役割分担

支援センターの存廃を含めた方向性

## 2 県・きらめき財団・支援センターの連携の必要性

## (1) 県民活動促進基本計画に基づく推進の方向

これまで県民活動の促進に向けて、「県民活動促進条例」の制定、「県民活動支援センター」の民営化、「やまぐち県民活動きらめき財団」の設立、「県民活動審議会」及び「県民活動推進本部」の設置など一連のシステムづくりを行ってきた。

また、平成15年3月には「県民活動促進基本計画」を策定したところであり、実施に当たっては、計画期間を大きく三つに分け、期間毎の推進方向の達成に向けて、県・きらめき財団・支援センターが連携し、それぞれの役割分担により施策の展開を図ることとしている。

## 県民活動促進計画の期間毎の施策の推進方向

- ・ 期（H15～H16）：県民活動の拡がりに向けた環境づくり
- ・ 期（H17～H19）：県民活動の発展に向けた環境づくり
- ・ 期（H20～H22）：県民活動の成熟に向けた環境づくり

( 2 ) 県・きらめき財団・支援センターの主な役割及び事業費等

主 体	県	きらめき財団	支援センター
主な役割	<p>県民活動促進に関する企画・立案と促進の基盤となる環境づくり</p>	<p>県民活動団体の自立・成長を促進するための活動ニーズに応じた環境づくり</p>	<p>活動支援・促進の窓口としてのサービスの提供と県、財団の実施する諸施策の支援</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例、計画等の策定と総合推進</li> <li>・ 協働の推進</li> <li>・ 県民活動全般に波及効果のある財政支援</li> <li>・ 県主体の支援制度</li> <li>・ 県民参加の基盤づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別団体に対する財政支援の検討・実施</li> <li>・ 県の支援事業を側面から促進する制度</li> <li>・ 活動団体の人材育成</li> <li>・ 事業の啓発</li> <li>・ 各専門分野の支援機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動に必要な情報収集・提供</li> <li>・ 県民活動団体に対する助言・相談</li> <li>・ 行政、事業者、県民、県民活動団体間のコーディネート</li> <li>・ 市町村支援センター及びボランティアセンター等との連携</li> </ul>
H 1 4 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民活動促進基本計画策定事業</li> <li>・ 県民活動キャンペーン事業</li> </ul>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民活動スタートアップ事業</li> <li>・ 県民活動パワーアップ事業</li> <li>・ ボランティア保険掛金補助事業</li> <li>・ 融資信用保証料助成事業</li> <li>・ 県民活動ワークショップ</li> <li>・ 出前アドバイザー派遣事業</li> </ul> </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コーディネート業務</li> </ul> </div>
H 1 5 事 業	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民活動支援センター管理運営事業</li> <li>・ NPO法人サポート融資事業</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資相談事業</li> <li>・ ネットワーク形成事業</li> <li>・ NPO法人マネジメントセミナー開催事業</li> <li>・ 県民活動ボランティアフェスティバ</li> </ul>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報システム整備</li> <li>・ ネットワーク形成業務</li> </ul> </div>

	<p>新 県民活動促進事業</p> <p>新 県民活動協働推進事業</p> <p>業</p>	<p>ル</p> <p>・ 広報誌等発行事業</p> <p>新 調査研究事業</p> <p>新 中長期計画策定事業</p>	
<p>今後の方向性</p>	<p>H 1 5 県民活動推進事業で、各部局（事業課）と県民活動団体とで検討を行った事業や取組みをH 1 6 から協働事業として実施する予定</p>	<p>中・長期計画 H 1 5 策定を踏まえ、県民活動の促進に向けた事業を実施する予定</p> <p>主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県施策との連携</li> <li>・ 県民活動助成事業及び支援事業</li> <li>・ 協働ネットワーク形成事業の推進</li> <li>・ ネット情報システム整備事業の推進</li> <li>・ N P O / N G O との協働</li> <li>・ コミュニティビジネスの振興</li> <li>・ 社会貢献活動の推進</li> <li>・ 学生・生徒のボランティア活動の推進</li> <li>・ シニアボランティア活動の推進</li> <li>・ ボランティア活動保険の拡充</li> <li>・ 県民活動支援センターの管理運営等</li> </ul>	<p>県、県民、県民活動団体間のコーディネート機能の充実</p> <p>主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民活動団体の情報収集及び提供</li> <li>・ 県民活動団体のネットワークの形成</li> <li>・ N P O 法人申請、助成金などの相談</li> <li>・ お出かけ相談会</li> <li>・ 出前アドバイザー</li> <li>・ 協働事業のコーディネート業務等</li> </ul>

### ( 3 ) きらめき財団と支援センターの現状

きらめき財団と支援センターは、ともに県民活動の中核的な支援拠点として県民活動を幅広く支援することとし、今後とも機能強化・充実するとともに、各分野や地域における県民活動支援機関等と連携して県民活動の窓口として、行政・事業者・県民・県民活動団体間における協働推進のコーディネートや、県下の県民活動に共通する課題解決を図るため、広域的観点から各種の情報提供や人材育成、財政支援などの総合的な支援

を行うことにしている。

これまでのきらめき財団と支援センターの管理運営実態を検証してみると、

- ★ きらめき財団が行っている支援センターの管理業務及び財政的支援業務とNPOが行っている情報提供・相談等の支援業務が両機関双方の特性が生かされうまく機能している。
- ★ 支援センターの民営化後は、「サービス業」意識の徹底、メールマガジン（さぼートメール）の発行、支援センター利用に関する意見交換会の実施、お出かけ相談会など、運営業務に対する意欲的な取り組みがみられ、支援センターの利用者も年々増加するなど、確実に成果が上がってきている。

〔支援センターの年度別・月別平均利用状況〕

区 分	平成15年度(4月~12月)	平成14年度	開設から平成13年度
利用者	406人( 9.4%増)	371人( 26.2%増)	294人
相談件数	153件( 75.9%増)	87件(155.9%増)	34件
アクセス数	1,449件( 12.2%減)	1,651件( 47.5%増)	1,119件

### 3 支援センター設置の経緯等

年 月 日	経 緯
H11.10.1	・ 県の組織である「分課（県民活動推進室）」として、「公設公営」で支援センターの業務を開始
H14. 4.1	・ 民営化に伴い「公設民営」とした。 ・ 県からきらめき財団に支援センターの運営管理を委託。さらに、きらめき財団から業務部分をNPO（県民ネット21）に再委託した。 ・ 博覧会協会からの寄附金5億円を取り崩し型の運用財産とし、県民活動促進施策の資金として活用することとした。 ・ 役員として民間（県民活動団体の代表者）から新たに2名を加えた。
H15. 9.2	・ 地方自治法の一部改正が行われ、公の施設の管理について、従来の「管理委託制度」から「指定管理者制度」に改正された。（向こう3年間は準備期間として従来の「管理委託制度」を採ることが可能）

### 4 課題の検討

#### （1）支援センターの在り方について

- ◎ 市町村支援センターの設置が進捗したときにおける支援センターと市町村支援センターとの役割分担

市町村合併が進み、市町村支援センターが整備が進展する中での支援センターの役目としては、

- ・ 県民活動の支援・促進の窓口としてのサービスの提供
- ・ 県、きらめき財団の実施する諸施策の支援
- ・ 情報提供、収集業務

- ・ 各市町村支援センター間のネットワーク形成
- ・ 支援センターが行っていた業務等について、逐次、市町村支援センターが役割を分担していく

(支援センターの主な業務)

- ・ 活動に必要な情報収集・相談業務
- ・ 県民活動団体に対する助言・相談業務
- ・ 行政、事業者、県民、県民活動団体間のコーディネート業務
- ・ 市町村支援センター及びボランティアセンター等との連携等

◎ 市町村支援センターは、市町村合併に伴うまちづくりの指針となる「新市建設計画」の実現に向けて、市民及び市民活動団体等が行う新しいまちづくりを支援するための地域に密着した支援拠点として、情報収集・提供等を行い、市民活動の促進支援の業務を行うこととする。また、各地域の市町村支援センターとのネットワークを形成する。

(2) 支援センターの存廃を含めた方向性

市町村合併が進み、各市町村の支援センターの設置に合わせて、支援センターが行っている業務の中から市町村支援センターが実施すべきものについて逐次移管を進める。

支援センターは、市町村枠を超えた広域にわたる諸施策や、広域ネットワークの形成の支援を行う。

また、市町村支援センターの設置が進み、県民活動が定着した時点での支援センターの方向性については、公設民営化から民設民営化への検討とともに、併せて廃止に向けての検討も行う必要がある。

5 支援センターの方向性

(1) 当面の対策

県民活動促進基本計画では、県・きらめき財団・支援センターの役割分担がそれぞれ明確化されており、さらに、きらめき財団と支援センターの両機関は県民活動の中核的な機能を担う同士として、相互に連携して県民活動を推進することとしており、今後、県民活動を促進するため一層の連携・強化を図ることが必要である。

県の行革推進委員会において外郭団体の見直し検討が行われており、指定管理者の指定に当たっては、広くNPO等民間事業者の活用を求めている。

しかしながら、現時点で支援センターの管理運営ができるNPO等民間事業者を指定することは難しいことから、当面の間は、現行どおり、やまぐち県民活動きらめき財団に委託することが望ましい。(平成18年9月2日までに施行の必要あり)

(2) 民設民営化についての方向性

平成15年3月に県民活動促進基本計画を策定したばかりであり、計画当初の2年間は「県民活動の拡がりに向けた環境づくり」に向けて積極的に施策を展開していくこととする。第1期は県民活動の定着化を図るための重要な時期でもあり、これまでの成果も踏まえて、県、きらめき財団、支援センターの連携により、公設民営化を継続するこ

とが適当と考える。

民設化の時期については、市町村合併が進展し、市町村支援センターの設置状況等をみながら検討していくこととする。

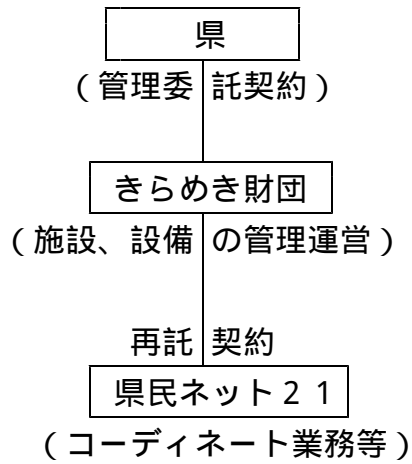
## 6 今後の検討課題

「指定管理者制度」の導入の問題は、支援センターを運営する上で重要な問題であるが、移行まで3年間の準備期間があることから、支援センターの方向性が打ち出された後に、引き続いて当委員会で検討する。

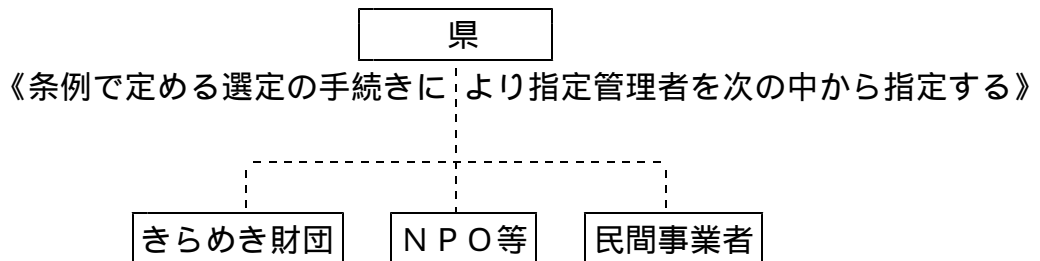
なお、「指定管理者制度」の導入については、一応、平成16年度までには結論を出していくこととする。

## 参 考：支援センターの管理方式

### 《公設民営：管理委託制度》

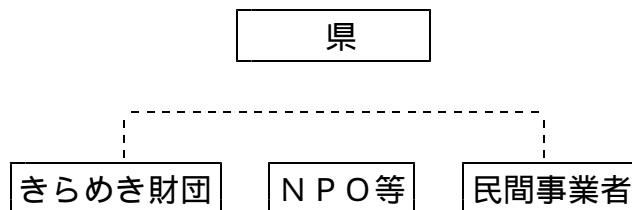


### 《公設民営：指定管理者制度》



- ・ 指定管理者制度の導入により複数年の管理が可能
- ・ NPO等が運営する場合は、県から財政的支援が必要と考えられる。
- ・ きらめき財団を指定する場合には、再委託方式も考えられる。

### 《民設民営》



- ・ NPO等民間事業者が運営する場合は、民間の特性を生かした自主的・主体的な運営ができる。
- ・ NPO等が運営する場合は、県の財政支援が必要と考えられる。
- ・ きらめき財団が運営する場合は、県の施策との連携が図れる。運営資金は財団資金となる。

(参考) 市町村合併の取組状況  
(平成15年12月1現在)

区分	設置数	構成市町村数	備考
合併市	(1)	4	周南市
法定合併協議会	10	44	
研究会	1	3	美祢市、美東町、秋芳町
小計	11	51(91%)	
合併協議会未参加	-	5	下松市、和木町、玖珂町、上関町、阿東町
合計	-	56	

市町村支援センターの設置状況(平成16年1月20付現在)

区域等	開設年月	支援センター名	設置形態	備考
岩国市	H10.10.1	いわくに市民活動支援センター	公設公営	
宇部市	H13.1.27	宇部市民活動センター	民設民営	
下関市	H13.4.1	下関市NPO等支援センター	公設公営	
下関市	H15.6	からとん@はうす	民設民営	
三隅町	H13.4.1	みすみ町民活動支援センター	公設公営	
周南市	H13.10.27	周南市市民活動支援センター	公設公営	
周南市	H13.10.27	周南市西部市民活動支援センター	公設公営	
山口市	H13.12.1	山口市市民活動支援センター	公設民営	
防府市	H15.11.23	防府市市民活動支援センター	公設民営	
7市1町	9カ所		公設公営 公設民営 民設民営	5施設 2施設 2施設



## 指 定 管 理 制 度 の 概 要

- ・ 指定管理者制度は、自治法上の「契約」には該当しないため、入札の対象とはならない。
- ・ 選定の手続は条例で定めることに加え、指定自体も議会の議決が必要となることで、2重のチェックが行われるため、公平性が保たれる。
- ・ 条例で定める選定の手続きにおいては、

最も業務計画が適切であること。

最も適切かつ確実な管理を行うために必要となる能力（物的、人的能力）を有するものであること。

最も効果的かつ効率的な管理を実施できるものであること。

などの選定基準を定め、複数の候補の中から適切な指定管理者の選定を確保することとなる。具体的には、複数の候補の中から管理に関する計画を提出させて比較検討し、費用対効果等を勘案し、最も適切な管理を行うことができる者を選定することになる。